

# 令和元年度 長野県農商工連携支援基金助成金事業 二次募集要項

## 1 趣旨

農林漁業と商工業等の経営資源を相互に活用し、新事業展開や新商品開発等に取り組む中小企業者（農林漁業者を除く。）と農林漁業者との連携体に対し、事業実施に必要な経費の一部を助成します。

## 2 助成対象者

ア 長野県内に主たる事業所を有する中小企業者又は長野県内で創業（農林漁業を除く。）する者（以下「中小企業者等」という。）と農林漁業者との連携体

イ 長野県内に主たる事業所を有し、自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者（以下「NPO等」という。）と農林漁業者との連携体

### ■中小企業者等の定義

- 「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条に規定する中小企業者（農林漁業者を除く。）で長野県内に主たる事業所を有する中小企業者をいう。
- 「農林漁業者」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）第2条に規定する農林漁業者をいう。
- 「NPO等」とは、特定非営利活動法人（NPO法人）、商工関係団体等をいう。但し、特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でない認められる者は除く。

### ■中小企業基盤整備機構法第2条に規定する中小企業者

製造業、建設業、運輸業等	資本金3億円以下 又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下
サービス業	資本金5000万円以下 又は従業員100人以下
小売業	資本金5000万円以下 又は従業員50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金3億円以下 又は従業員900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金3億円以下 又は従業員300人以下
旅館業	資本金5000万円以下 又は従業員200人以下
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業組合</li> <li>・協業組合</li> <li>・事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会</li> <li>・水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</li> <li>・商工組合及び商工組合連合会</li> <li>・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</li> <li>・生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会                      構成員の3分の2以上が資本金5000万円以下 又は従業員50人以下                      （卸売業は構成員の3分の2以上が資本金1億円以下）                      （卸売業、サービス業は従業員100人以下）</li> <li>・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会                      構成する酒類製造業者の3分の2以上が資本金3億円以下 又は従業員300人以下                      構成する酒類販売業者の3分の2以上が資本金5000万円以下 又は従業員50人以下                      構成する酒類卸売業者の3分の2以上が資本金1億円以下 又は従業員100人以下</li> </ul>	

■農商工等連携促進法第2条に規定する農林漁業者

農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

### 3 助成対象事業

助成対象は、対象事業者の連携体が、互いの経営資源を活用して実施する、新商品開発や新事業展開等に取り組む事業を対象とします。

なお、以下の事業は対象としません。

- 既存の製品の販路開拓のみを目的とした事業
- 国・県及び国・県等の外郭団体の補助金等の対象となっている事業

### 4 助成対象期間

助成事業の助成期間は1年以内とし、助成金交付決定日（9月上旬見込）から翌年1月末日までに実施が完了する事業を助成対象とします。

### 5 助成対象経費

助成対象経費の区分	内 容
謝 金	委員、講師又は調査研究員等の外部専門家の謝金（助成対象事業者の役職員は含まない。）
旅 費	委員、講師又は調査研究員等の外部専門家、役職員の旅費
事業経費	原材料費、会場借料費、印刷製本費、資料購入費、集計・分析費、設計費（デザイン含む）、広告宣伝費（PR用パンフレット作成費、販促用グッズ費、展示会出展費）、翻訳料費、運搬費、構築物費（固定資産となるものを除く。）、機械装置費、工具器具費、外注加工費、知的財産権導入費、産業財産権出願経費（国内の出願に限る）、市場調査費
委託費	調査研究・開発研究等（その事業の全てを委託するものを除く。事業総額の1/2以内。）

注）補助事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税は助成対象となりません。

### 6 助成率及び助成限度額

助成率 助成対象経費の1/2以内                      助成限度額 500万円以下  
(助成額は、予算の範囲内になります)

### 7 助成金交付事業の採択基準

前記3に規定する区分毎に、以下の事項について審査を行い、助成事業を選定します。

- (1) 活用する経営資源（技術、知識、ヒト・モノ・カネ等）の妥当性等
- (2) 事業化プロセスの明確度
- (3) 市場性（5年後の売上げ額根拠等）
- (4) 社会性（地域ニーズ、雇用創出効果）
- (5) 遂行能力（取組体制、支援体制、資金力）

### 8 審査について

審査は、事務局において申請書類による審査を行い、選考を通った案件について申請者によるプレ

ゼンテーション（非公開）により実施します。

審査結果は郵送により通知いたします。

## 9 事業成果の目標値

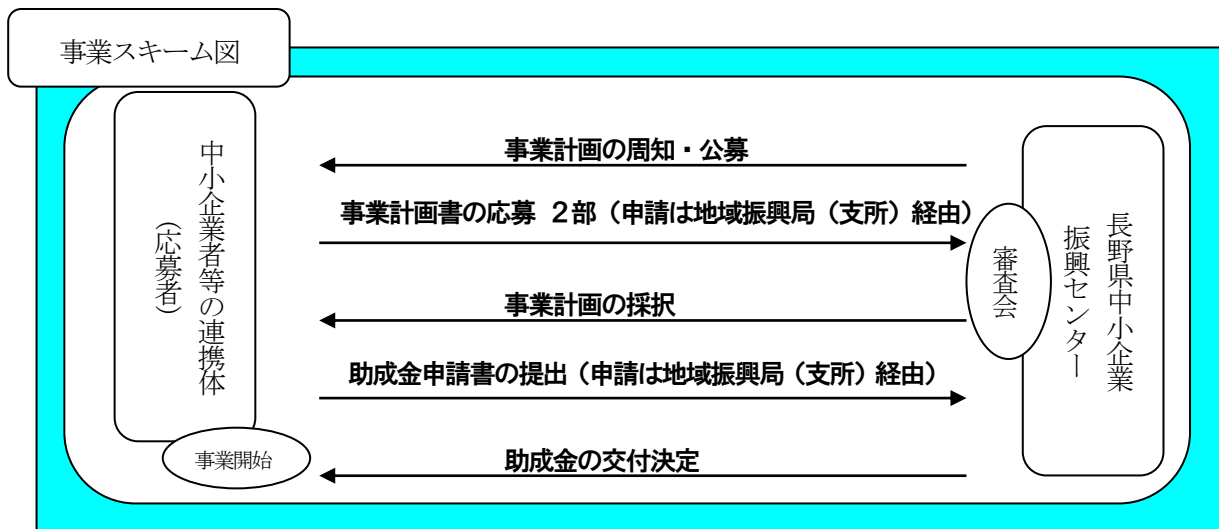
振興センターでは、助成した事業について、助成後5年間、下記の基準により当該事業の成果の評価を実施します。応募に際しては、これらの目標値を達成できるよう、事業計画を作成し、提出していただくことになります。

- ・中小企業者は、事業化を果たした事業者等における総売上高が、事業化達成年度とファンド事業終了年度を比較して3%以上の増加
- ・農林漁業者は、事業化を果たした事業者等における総売上高が、事業化達成年度とファンド事業終了年度を比較して1.5%以上の増加

## 10 その他

選定された事業については、事業者名、事業概要等を県HP等で公開します。

（事業内容について、機密情報に関する部分等、支障のある内容は公開しません。）



### ★ 応募期間・応募方法

- 応募受付期間は、令和元年6月24日（月）から令和元年7月26日（金）（必着）までです。
- 応募に際しては、事業計画書、事業明細書を作成するとともに、以下の書類等を添付し、2部提出してください。書類は振興センターHPからダウンロードできます。
  - ・前年度の事業報告書及び収支決算書並びに今年度の事業計画書及び収支予算書、定款等
- 受付期限後の応募書類の追加修正はお受けできませんので、なるべく余裕を持って応募書をお送りください。なお、ご応募いただいた書類は返却しません。
- 審査にあたっては、必要に応じて振興センター職員等が現地調査・ヒアリングをさせていただきます。

### ★ 助成金の交付時期

助成金の交付時期は、事業完了後（3月）となります。

### ★ 実績報告書等の提出

- 事業終了後速やかに実績報告書を提出していただきます。
- 事業に要した経費については、助成後5年間、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。（国が実施する会計検査の対象となります。）

★ 収益納付の義務

助成対象事業の実施により収益を得たと認められた場合は、その収益の全部又は一部を助成金額の範囲内で振興センターに納付していただく必要があります。そのため、収益の状況を記載した収益納付額報告書を、助成後5年間、提出していただきます。

★ 助成金の返還義務

次の場合は、助成金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- 偽り又は不正の手段により、助成金の給付を受けたことが判明したとき。
- 助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
- 助成を受けた設備等を処分したとき。

お問い合わせ先・書類提出先（下記のいずれの機関でもご相談できます。）

○事業の実施主体

名 称	所在地	電話・電子メール
(公財)長野県中小企業 振興センター 経営支援部	〒380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター内	026-227-5028 keieisien@icon-nagano.or.jp

○地域振興局（中小企業振興センター支所：応募書類等の提出先）

地 域 振興局	担 当 課	住 所	電話・電子メール
佐 久	商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3158 sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
上 田	商工観光課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7141 uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
諏 訪	商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-57-2922 suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
上伊那	商工観光課	〒396-8666 伊那市伊那 3497	0265-76-6829 kamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp
南信州	商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	0265-53-0432 minamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp
木 曾	商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2228 kisochi-shokan@pref.nagano.lg.jp
松 本	商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1933 matsuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	商工観光課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	0261-23-6523 kitachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
長 野	商工観光課	〒380-0836 長野市南県町 686-1	026-234-9528 nagachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
北 信	商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0219 hokuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp

○県庁

産業労働部 ものづくり振興課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7132 mono@pref.nagano.lg.jp
-------------------	--------------------------------	--

★ 地域振興局では、事業計画書の応募に際して、事業計画書の作成や事業計画策定等のアドバイスを実施しています。

ご不明の点等ございましたらお気軽にご相談ください。